

【ケアプランセンターぎおの里利用料金】

令和 6 年 4 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) 居宅介護支援費（1ヶ月あたりの概算）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 居宅介護支援	1,086		1,411		
② 特定事業所加算（Ⅱ） ※1	421				
③ 1ヶ月あたりの単位数（①+②）	1,507	1,507	1,832	1,832	1,832
1ヶ月あたりの総額（③×10.21円） ※2	15,386円		18,704円		

※1 特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行い、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としたものです。以下の要件を満たしている事業所に対する加算です。

- ・主任介護支援専門員が1名以上配置されていること
- ・常勤で専従の介護支援専門員を3名以上配置していること
- ・利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催していること
- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満であること
- ・24時間連絡体制を確保しており、必要に応じて相談に対応する体制を確保していること
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
- ・特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ・地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合の体制を整えていること
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

※2 介護保険が適用される場合は全額が保険給付となるため、利用者の自己負担はありません。

※ 当事業所利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初回加算	3,063 円/月	新規に居宅介護支援を行った場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,552 円/回	利用者が病院等に入院される際に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算Ⅱ	2,042 円/回	
退院・退所加算Ⅰイ	4,594 円/回	利用者が病院や施設等から退院・退所されるに当たって必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により一回受け、居宅サービス等の利用調整を行った場合
退院・退所加算Ⅰロ	6,126 円/回	利用者が病院や施設等から退院・退所されるに当たって必要な情報の提供を、カンファレンスにより一回受け、居宅サービス等の利用調整を行った場合
退院・退所加算Ⅱイ	6,126 円/回	利用者が病院や施設等から退院・退所されるに当たって必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により二回以上受け、居宅サービス等の利用調整を行った場合
退院・退所加算Ⅱロ	7,657 円/回	利用者が病院や施設等から退院・退所されるに当たって必要な情報の提供を二回(うち一回以上はカンファレンスにより)受け、居宅サービス等の利用調整を行った場合

退院・退所加算Ⅲ	9,189 円/回	利用者が病院や施設等から退院・退所されるに当たって必要な情報の提供を三回以上(うち一回以上はカンファレンスにより)受け、居宅サービス等の利用調整を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円/回	医師、看護師等と利用者の居宅を訪問してカンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合
通院時情報連携加算	510 円/回	利用者の医師の診察に同席し、医師等に必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(2) 保険給付外サービス利用料金

	利用者負担金	備考
利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合において、訪問時にタクシーを利用した場合(自家用自動車を使用した場合は、費用の負担はありません)。	実費	